年末年始の業務案内

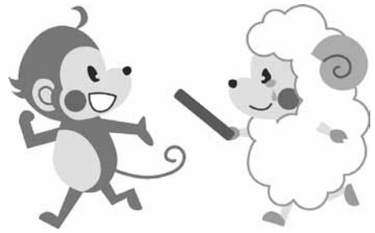

●役場本庁／出張所

12月28日㈪	仕事納め
12月29日㈫～１月３日㈰	閉庁
１月４日㈪	仕事始め

●公民館／社会教育センター

12月28日㈪～１月４日㈪	休館

●郷土資料館

12月26日㈯	休館
12月27日㈰	通常営業
12月28日㈪～１月４日㈪	休館

●さくら館／レイクアリーナ箱根

12月28日㈪～１月４日㈪	休館（４日は定休）

●やまなみ荘

12月27日㈰～29日㈫	入浴のみ（15時～18時）
12月30日㈬～１月３日㈰	休館

●宮城野温泉会館

12月28日㈪～30日㈬	通常営業
12月31日㈭	入浴のみ（10時～21時）
１月１日㈮～３日㈰	入浴のみ（13時～21時）
１月４日㈪～８日㈮	休館

●弥坂湯（木曜日定休）

12月27日㈰～30日㈬	通常営業（９時～20時30分）
12月31日㈭	定休
１月１日㈮～３日㈰	営業（９時～17時）
１月４日㈪	通常営業

●小田原市斎場

１月１日㈮～３日㈰	休業

●御殿場市小山町広域行政組合斎場／みしま聖苑／沼津市斎場

１月１日㈮～２日㈯　休業

詳細は「平成27年度ごみ収集カレンダー」を参照してください。

【燃せるごみ】

コース	収集最終日	収集開始日
月・水・金曜日	12/30㈬	１/４㈪
火・木・土曜日	12/31㈭	１/５㈫

【燃せないごみ（缶）】

コース	収集最終日	収集開始日
火曜日	12/29㈫	１/５㈫
水曜日	12/30㈬	１/６㈬
木曜日	12/31㈭	１/７㈭
金曜日	12/25㈮	１/８㈮

【資源ごみ・ペットボトル】

コース	収集最終日	収集開始日
第１・第３水曜日	12/16㈬	１/６㈬
第２・第４水曜日	12/23㈬	１/13㈬

【し尿くみ取り】

	収集最終日	収集開始日
全地域	12/28㈪	１/４㈪

※規定回数以外、または従量制でのくみ取りを希望する場合は、早めに箱根清掃公社に連絡してください。（☎87－6121）

【燃せないごみ（缶以外）】

コース	収集最終日	収集開始日
第１・第３木曜日	※12/24㈭	１/７㈭
第１・第３金曜日	※12/25㈮	１/８㈮
第２・第４火曜日	12/22㈫	１/12㈫
第２・第４水曜日	12/23㈬	１/13㈬
第２・第４木曜日	12/24㈭	１/14㈭
第２・第４金曜日	12/25㈮	１/８㈮

※第１・第３木曜日コースは、12／24㈭に、第１・第３金曜日コースは、12／24㈮に特別収集を実施します。

【容器包装プラスチック】

収集最終日	収集開始日
12/31㈭	１/７㈭

【使用済食用油】

収集最終日	収集開始日
12/17㈭	１/21㈭

【環境センター直接受け入れ（☎83－6596）】

受け入れ最終日	受け入れ開始日
12/31㈭	１/３㈰

交通安全ポスターコンクール入賞作品決定

町内の小・中学生を対象に、第３回交通安全ポスターコンクールを実施し、審査の結果、次の５点が入賞しました。（敬称略）

入賞作品は、交通安全啓発活動のＰＲに活用します。

照会先　総務防災課☎85－9561

優秀賞（小学生の部）
函嶺白百合学園小学校５年
安藤乃々

特別賞　小田原警察署長賞
函嶺白百合学園小学校１年
小村仁子

最優秀賞　箱根町交通安全都市推進協議会長賞（箱根町長賞）
仙石原小学校６年　鷲頭翼

優秀賞（中学生の部）
箱根中学校１年　山本萌乃

特別賞　小田原交通安全協会長賞
箱根中学校１年　久松陸

国民年金の任意加入制度と特例任意加入制度

老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金に25年以上加入し保険料を納付している必要があります。60歳になったときに受給資格期間（25年）を満たしていない方、受給年金額を満額に近づけたい方は、65歳になるまでの５年間、国民年金に任意加入し保険料を納める「任意加入制度」を利用できます。

また、昭和40年４月１日以前に生まれた方で、65歳になったときに受給資格期間を満たさない方が、70歳になるまでの間に受給資格期間を満たすことができる場合は、加入期間を延長する「特例任意加入制度」があります。この制度は、年金額を増やす目的の制度ではないため、受給資格期間を満たした時点で加入者ではなくなります。

海外に転出・居住する場合は、国民年金を脱退または希望により任意加入でき、任意加入中に納付した保険料は年金額に反映されます。ただし、任意加入する場合は、保険料の納付などを代行する協力者が必要です。

※老齢基礎年金受給者や、厚生年金・共済組合加入者は、任意加入できません。また、満額以上の年金の受給はできません。

照会先　保険年金課　☎85―9564

「野焼き」は法令で禁止されています

屋外での焼却（野焼き）は、ダイオキシンなどの有害物質を発生させ、煙やすす、悪臭などで周囲に迷惑を掛ける行為です。

法令でも禁止されており、違反者には懲役や罰金、またはその両方が科されます。

※例外として、どんど焼きなど地域の慣習行事や、日常生活上の軽微な焼却行為で認められるものもあります。詳細は問い合わせてください。

※火災と紛らわしい煙、または火災の恐れのある行為を行う場合は、消防本部（署）への「火煙発生届」の提出が必要ですが、届け出が受理されても野焼きが許可されたことにはなりません。法令に違反しないことを事前に環境課に確認してから、届け出をしてください。

照会先　環境課☎85―9565

―所得税を源泉徴収する義務のある事業者の方へ―　平成28年度から、個人住民税特別徴収（給与天引き）を完全実施します。現在、特別徴収を行っていない事業者の方は、特別徴収の準備をお願いします。**照会先**　税務課☎85―7750